

# 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見

2024年7月29日

個人情報保護委員会  
委員長 藤原 静雄 様

特定非営利活動法人消費者機構日本  
特定非営利活動法人消費者支援機構関西  
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会  
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
NPO 法人消費者支援ネットくまもと  
特定非営利活動法人消費者ネットおかやま  
特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会  
特定非営利活動法人えひめ消費者ネット  
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟  
NPO 法人消費者市民ネットおきなわ  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

当団体らは、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」中第2, 第1項(4)「個人の権利救済手段の在り方」について、以下のとおり意見を述べます。

## 1 総論

「法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点から、適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度を導入すること」<sup>1</sup>に賛成します。

法令違反に起因する消費者被害に関し事業者と交渉ないし訴訟を行い、これを是正し、被害回復するノウハウを有しているのは適格消費者団体であり、個人情報保護法への消費者団体訴訟制度の導入に当たり、適格消費者団体を担い手とすることは妥当です。

ただし、導入にあたっては後述する条件が満たされることが、制度が機能するために必須であると考えます。

---

<sup>1</sup> 「中間取りまとめ」12頁

## 2 差止請求

差止請求は、不特定多数の事業者に対する事業者の違法行為を是正する効果を有していますが、適格消費者団体は権限を行使すればするほど、費用においても人的資源においても持ち出しとなります。

多くの適格消費者団体は極めて限られた財政の下、ボランティアベースで活動を行っています。差止請求は「個人の権利利益保護の手段を多様化する、委員会の監視・監督機能を補完し得る」<sup>2</sup>という公益的な側面を期待されている以上、担い手である団体に対し、その公益性に見合った支援を行うことが必須です。

支援の内容としては、中間取りまとめ記載<sup>3</sup>のとおり、①専門性を確保するための措置、②貴委員会が有する端緒情報の共有や事業者に対し、必要な情報の回答を求めることを可能とする仕組みの構築、③報告・監督窓口の1本化、④資金を含む団体への援助が必要です。団体の活動支援の観点からは、とりわけ資金的援助が重要であり、単に団体に権限を付与するだけでは、貴委員会が期待するような機能を果たすことは困難です。

## 3 被害回復請求

### (1) 制度導入の必要性

情報漏洩による損害賠償事案は、集団的消費者被害回復制度の審理に適した事例です。過去の情報漏洩事件等においては、裁判上の請求・裁判外の請求を問わず、慰謝料額は一律あるいは定型的に判断されてきました。

ところが、現行法上精神的苦痛による損害賠償は、事業者の故意によるもの等に対象が限定されています（消費者裁判手続特例法3条2項6号）。情報漏洩によるものも含め、慰謝料請求について上記の限定を行う合理的根拠は存在しません。上記限定は撤廃し、情報漏洩事案一般に制度適用を拡大すべきです。

我が国の情報漏洩事案は、①報告数に比べ裁判となった事例の数が極端に少ない、②裁判で賠償が命じられた場合も裁判当事者以外には同一の基準で対処していないなど、不十分な被害回復にとどまっているのが現状です。

また、賠償の基準等が対外的に公表されていないことが多く、事業者の被害回復措置の妥当性等の検証が困難です。

被害回復促進のためには制度変更が必要です。

### (2) 弊害論について

事業者は萎縮効果を理由に上記事案への同制度適用に強く反対しています。しかし、法的責任が生ずるような違法行為を理由に被害者に賠償することは当然のことであり、そのリスクを理由に事業活動が制限されることが不当とはいえません。

また、事業者に不当な負担が生じないようにするのであれば、事業者団体等

---

<sup>2</sup> 同12頁

<sup>3</sup> 同12頁

において、被害発生時に適切な賠償を行うよう自主的基準を策定するといった方法を取ることは可能でした。しかし、2016年10月の同法施行以降も、知る限り、事業者からは自主的な是正の動きはありませんでした。事業者に自主的対応を促し、また自主的基準に従わないアウトサイダーに対応する観点からも制度変更が必要です。

### (3) 情報漏洩事案特有の問題への対応

被害回復制度が機能するためには、制度導入にあたり、情報漏洩事案が中間整理が指摘する「極端な少額大量事案」<sup>4</sup>であることを踏まえた措置が必須です。

裁判例等によれば、個人情報漏洩による慰謝料額は、弁護士費用を含め一人当たり数千円から数万円程度とされます。

同制度による簡易確定手続のためには、対象者との授權契約や債権届出手続き、手数料の納付等が必要です。また、ガイドライン<sup>5</sup>上、消費者から支払を受けられる費用及び報酬の上限は上限が設けられており、賠償額によっては、特定適格消費者団体の持ち出しとなります。数千円程度の賠償額の場合、特定適格消費者団体には相当の赤字が発生し、手続き参加者数が多ければ、その負担金額は巨額となるおそれがあります。

同問題を解決するためには、損害賠償に要する費用の公費補助や事業者負担、特定適格消費者団体の業務の一部を代行する支援法人への公的支援の充実等が必要です。また一定の信頼に値する事業者について、費用負担に代えて事業者が主体として分配を行う等の、柔軟な制度運用を可能とすべきです。

### (4) 事業者等の有する情報へのアクセス

情報漏洩事案においては、事実立証ための情報の大半は事業者が保有しています。共通義務確認訴訟の主体となる特定適格消費者団体がこれら情報にアクセスできないと、事業者の責任を立証することは困難です。事業者が立証責任を盾にすることがない様に事業者に応答義務を課す等、特則を設ける必要があります。

また、漏洩事業者は貴委員会に報告義務を負う事項があります。漏洩事案の被害回復の担い手である特定適格消費者団体にこれら報告情報を提供できれば、迅速かつ事実即ち立証が可能となります。情報提供を可能とする法的な手当が必要です。

以上

---

<sup>4</sup> 同12頁

<sup>5</sup> 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン